

次の様式等は変更なし又は実務に影響がないため添付していない

様式第2号

様式第3号

様式第4号

資料-1

別紙3 工事成績の評定について

別紙2 考査項目別運用表は分量が多く全体の新旧対照が困難なので、主な改正部分である創意工夫と社会性等を代表して添付する

島根県工事成績評定要領

改定概要説明資料 (見え消し・新旧対照表)

(令和~~5~~7年4月)

島根県総務部

島根県農林水産部

島根県土木部

島根県工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、島根県総務部、農林水産部及び土木部の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上（改良復旧工事を含む災害復旧工事については2000万円以上）の請負工事とし、中間検査、部分引渡し検査（島根県公共工事請負契約約款第39条による）、竣工検査を実施したときに行うものとする。ただし、~~維持修繕工事等~~で部長又は、当該工事を担当する地方機関の長（以下「所長等」という。）が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、島根県工事検査規則（昭和38年島根県規則第56号）第3条に定める検査員並びに島根県建設工事等監督要領（平成16年3月10日付け技第166号）又は、島根県建築工事等監督要領（平成16年4月1日付け営第60号）に定める総括監督員及び主任監督員及び監督員とするものとする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事ごとに独立して行い、様式第1号の工事成績採点表に記載するものとする。ただし、総務部及び土木部建築住宅課が所管する建築工事にかかる評定は、別に定める建築工事成績評定基準によるものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者が適確かつ公正に行うものとする。

3 工事成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1「考査項目について」、別紙2「考査項目別運用表」、別紙3「工事成績の評定について」を使用するものとする。ただし、総務部及び土木部建築住宅課が所管する建築工事にかかる考査項目及び細別の採点については、建築工事成績評定基準によるものとする。また、工事における~~「工事特性」~~「創意工夫」「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

4 検査員である評定者は、中間検査、部分引渡し検査、竣工検査を実施したときに評定を行うものとする。「~~また~~」、総括監督員及び主任監督員又は監督員である評定者は、竣工検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

5 竣工検査を実施したとき、監督員又は主任監督員は、工事成績採点表に評定点を記入し総括監督員に提出し、総括監督員は前記の工事成績採点表に評定点を記入し検査員に

提出し、検査員は監督職員から提出された工事成績採点表に評定点合計まで記入し、竣工検査調書に添付するものとする。

~~6 監督員又は主任監督員は、審査項目「創意工夫」の評価に当っては総括監督員及び当該工事を担当する部長（部長の配置がない場合は事業所長等）との合議をもって行うものとする。~~

~~7 総括監督員は、審査項目「工事特性」「社会性等」「法令遵守等」の評価に当っては当該工事を担当する部長（部長の配置がない場合は事業所長等）との合議をもって行うものとする。~~

~~8~~ 7 総合評価方式により入札を行った工事で減点の必要がある場合は、審査項目「法令遵守等」の評価において反映させるものとする。

（工事成績採点表の提出等）

第5 検査員である評定者は、検査後遅滞なく、土木部長が検査員を指定する工事については、工事成績採点表（正）を検査調書に添付して土木部長に提出するとともに、当該工事を担当する所長等に工事成績採点表（写）を送付するものとする。

2 当該工事を所掌する課長（室長）が検査員を指定する工事については当該工事を所掌する課長（室長）に、所長等が検査員を指定する工事については所長等に工事成績採点表を提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第6 土木部長、課長（室長）又は所長等は、竣工検査調書の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を~~様式第2号の工事成績評定通知書により~~通知するものとする。

~~2 工事成績評定通知書には、当該工事項目別評定点表（様式第4号）を添付するものとする。~~

（評定の修正）

第7 土木部長、課長（室長）又は所長等は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとする。

2 前項により評定を修正した場合は、土木部長、課長（室長）又は所長等は、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 土木部長、~~当該工事を所掌する~~課長（室長）又は所長等は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

~~3 前2項の事項については、第6又は第7の通知において明らかにするものとする。~~

3 前項の回答を受けた者は、回答を受けた日から7日（休日を含まない）以内に、書面により、知事に対して再説明を求めることができる。

4 知事は、前項による再説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

（評定結果の公表）

第9 評定結果は、~~島根県工事成績評定点通知公表実施要領により、~~速やかに公表するものとする。

2 第8により説明又は再説明を行った場合は、速やかに公表するものとする。

（~~島根県工事成績評定点通知、~~公表及び回答の方法実施要領）

第10 第6から第9までの通知、公表及び回答については、島根県工事成績評定点通知公表規程実施要領 ~~（については、別紙4）~~によるものとする。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年12月20日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

改定案

工事成績採点表（竣工・部分引渡し・中間）

所轄事務所：

Table with columns for project name, contractor, inspection date, amount, and various evaluation items like construction system, status, and safety.

- Notes and instructions regarding the evaluation process, including how to handle intermediate inspections and the use of the 'Non-compliance' option.

改定前

工事成績採点表（竣工・部分引渡し・中間）

所轄事務所：

Table with columns for project name, contractor, inspection date, amount, and various evaluation items, featuring checkboxes for compliance status.

- Notes and instructions regarding the evaluation process, including how to handle compliance checkboxes and the use of the 'Non-compliance' option.

考 査 項 目 に つ い て

島根県の所掌する請負工事の成績については、下記の審査項目について工事成績を評定し評定点を決めている。

考 査 項 目	細 別	内 容
1. 施工体制	I. 施工体制一般	・施工体制及び施工管理体制の評価
	II. 配置技術者	・現場代理人、主任（監理）技術者の技術的判断と職務の執行に関する評価
2. 施工状況	I. 施工管理	・施工計画書と現場の施工方法等の一致、日常の出来形・品質・工事写真監理等を的確に実施しているかどうかの評価
	II. 工程管理	・工程表の内容が検討され、日常的に工事進捗が把握されているかの評価
	III. 安全対策	・災害防止協議会等を設置し、また、安全教育等の確に実施し、記録が整備されているかの評価
	IV. 対外関係	・関係官公庁等の関係機関との調整、地元との調整を適切に実施しているかの評価
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	・出来形管理結果についての評価
	II. 品質	・品質管理のプロセス及び結果についての評価
	III. 出来ばえ	・構造物の仕上げや、すり付け等の出来ばえの評価及び機能の評価
4. 工事特性	施工条件への対応	・工事全体を通して他の類似工事に比べて厳しい自然・地盤条件、都市部等の作業環境・社会条件、構造物の特殊性、長期工期の安全確保等を必要とした工事を評価
5. 創意工夫	創意工夫	・ 施工関係と仮設工関係、施工管理関係、 <u>新技術活用、品質関係、安全衛生関係、働き方改革</u> その他について <u>特に評価すべき創意工夫と企業努力等</u> のを評価
6. 社会性等	地域への貢献等	・ <u>環境への配慮、現場見学会等を実施、</u> 清掃活動や地域との交流に <u>参加</u> 、災害時等に <u>地域</u> への援助・救護活動、 技術講習会等の開催・参加 、その他 <u>地域社会や地域住民に対する配慮等の貢献の企業努力等</u> を評価
7. 法令遵守等		・各種法令違反等
8. 総合評価技術提案	履行確認	・履行、不履行の評価

改定前

考 査 項 目 別 運 用 表

(監督員及び主任監督員)

審査項目	細 別	■：キーワード、□：項目 創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）
5. 創意工夫 【 軽微なもの 】	1. 創意工夫 キーワード評価	<p>■準備・後片づけ関係</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しにおける工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 2. その他 (理由：※ICTはここでも加点 No. 17・No. 18へ)</p> <p>■施工関係</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 4. コンクリート二次製品の利用等の代替材の利用に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 設備工事における、加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎに関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画な施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 運搬車両・施工機械等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 17. 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 18. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事</p> <p>■品質関係</p> <p><input type="checkbox"/> 19. 土工、設備、電気の高品質に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 22. 配筋・溶接作業等に関する工夫</p> <p>■安全衛生関係</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）</p> <p><input type="checkbox"/> 25. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 28. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 30. 環境保全（現場周辺環境対策、CO₂排出削減、省エネルギーの推進等）に関する工夫</p> <p>■その他</p> <p><input type="checkbox"/> 31. その他 (理由：※ICTはここでも加点 No. 17・No. 18へ)</p> <p><input type="checkbox"/> 32. その他 (理由：※ICTはここでも加点)</p>
●点	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述】	<p>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</p> <p>・加点は+10点～0点の範囲とする。</p> <p>・各キーワード毎に2点を上限とする</p> <p>・各項目は1点とする。</p> <p>【創意工夫の詳細評価】</p>

- ※1. 創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき内容があれば加点評価する。
- ※2. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では**軽微なものを評価する。**
- ※3. 総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. 総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。
- ※5. 評価の対象は、当該工事契約期間内とする。
- ※6. 「しまね・ハツ・建設ブランド」の推奨技術、登録技術、実証フィールド工事対象技術に関しては、「■施工関係□17.特殊な工法や材料を用いた工事」と「■その他」の項目も含めた2項目について評価対象とする。また、総合評価方式入札の技術提案の取り扱いについては、※4に準拠する。ただし、「しまね・ハツ・建設ブランド」における「実証フィールド工事対象技術」については、「実証フィールド工事報告書」を提出された場合のみ評価対象とする。
- ※7. 総括監督員の評価する「6社会性等 I. 地域への貢献等」では「1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。」場合に評価対象としているので、1つの対策、工夫等で重複評価を行わないこと。
- ※8. 評価にあたっては、「島根県工事成績評定要領」第4 第6項に基づき、総括監督員及び担当部長（事業所長等）との合議によって決定すること。

改定案

考 査 項 目 別 運 用 表

(監督員及び主任監督員)

審査項目	評 点	【 】内：キーワード □：項目 キ ー ワ ー ド 及 び 工 夫 事 項
5. 創意工夫	点	<p>【施工1】 上限2点</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 2. コンクリート二次製品の利用等の代替材の利用に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 設備工事における、加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎに関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画な施工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事（19と重複評価しない）</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>【施工2】 上限2点</p> <p><input type="checkbox"/> 17. ICT活用工事（島根県版）実施要領（以下、「ICT要領」という。）における全ての施工プロセスにおいてICTの活用を行った工事（18と重複評価しない） 「本項目の加点は2点」</p> <p><input type="checkbox"/> 18. ICT要領における何れかの施工プロセス（①②③④に限る）においてICTの活用を行った場合（17と重複評価しない）</p> <p>【新技術活用】 上限3点</p> <p><input type="checkbox"/> 19. 「しまね・ハツ・建設ブランド」の推奨技術、登録技術、実証フィールド工事対象技術に関して評価に値する工事（15と重複評価しない） 「本項目の加点は3点」</p> <p>【品質】 上限1点</p> <p><input type="checkbox"/> 20. 土工、設備、電気の高品質に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 21. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 22. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 配筋・溶接作業等に関する工夫</p> <p>【安全衛生】 上限2点</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 25. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 28. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 29. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 30. 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 31. 環境保全（現場周辺環境対策、CO₂排出削減、省エネルギーの推進等）に関する工夫</p> <p>【働き方改革】 上限1点</p> <p>※本キーワードでは、当該工事において、他の模範となるような上記の取組があれば評価を可能とする</p> <p><input type="checkbox"/> 32. 現場閉所による週休2日制適用工事において、完全週休2日（土日）を達成している</p> <p><input type="checkbox"/> 33. 週休2日交替制適用工事において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している</p> <p><input type="checkbox"/> 34. 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている</p> <p>【その他】 上限1点</p> <p><input type="checkbox"/> 35. CCUSの利用3項目の基準を全て達成した</p> <p><input type="checkbox"/> 36. その他 (理由：)</p>
※1		特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2		最大10点の加点評価とする。
※3		キーワードの上限は、1～3点（各キーワードの右に記載）とする。
※4		加点は各項目1点とする。ただし、「本項目の加点は2（又は3）点」と記載している項目は、当該点数を加点する。
※5		加点方法は、「工事成績評定要領における創意工夫の加点措置要領」による。
※6		「工事特性」及び「社会性等」との重複評価は行わない。
※7		総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

(総括監督員)

審査項目	細 別	
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 (環境への汚濁負荷排出削減、動植物生息環境保全、生物保護など) <input type="checkbox"/> 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 3. 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 4. 地域生活に密着した道路清掃のボランティア活動などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> 7. 県内の土木・建築事業の発展に貢献している。 1) 技術講習会等の開催、施工実例等の報告を行っている。 2) 新技術・新工法の使用、紹介、その他これに類する技術提案・報告を行っている。 創意工夫No. 19 へ <input type="checkbox"/> 8. その他 (理由：)
	評価	+●点

- ※1. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※2. 地域への貢献等は、最大10点の加点評価とする。
- ※3. 加点は+10点～0点の範囲とし、1項目2点とする。
- ※4. 評価の対象は、当該工事契約期間内および当該工事に関連するものとする。
- ※5. 総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。
- ※6. 「しまね・ハツ・建設ブランド」の推奨技術、登録技術、実証フィールド工事対象技術に関しては、「□7. 2) 新技術・新工法の使用」において評価対象とする。 [創意工夫No. 19](#)へここで、総合評価方式入札の技術提案については、履行義務の有無に関わらず評価対象とする。
ただし、「実証フィールド工事対象技術」については、「実証フィールド工事報告書」を提出された場合のみ評価対象とする。
- ※7. 「島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領」に基づく協議がなされ、工事完成時に「利用3項目」を全て達成したことが確認できる場合は、「□8. [創意工夫No. 35](#)へその他」において評価対象とする（建築、設備等工事は除く）。
- ※8. 評価にあたっては、「島根県工事成績評定要領」第4 第7項に基づき、担当部長（事業所長等）との合議によって決定すること。

考 査 項 目 別 運 用 表

(総括監督員)

審査項目	種 別	A	b	B	b	C
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	優れている	Bより優れている	やや優れている	Cより優れている	他の評価に該当しない
		[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(環境への汚濁負荷排出削減、動植物生息環境保全、生物保護など) <input type="checkbox"/> 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図ることで、当該工事の理解促進及び事業推進への貢献が顕著であつた。 <input type="checkbox"/> 3. 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図ることで、当該工事の理解促進及び事業推進への貢献が顕著であった。 <input type="checkbox"/> 4. 地域生活に密着した道路清掃のボランティア活動などを積極的に実施し、地域への貢献が顕著であった。 <input type="checkbox"/> 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図ることで、当該工事の理解促進及び事業推進への貢献が顕著であった。 <input type="checkbox"/> 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> 7. その他 (理由：) ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、A、a、B、b、C評価を行う。				

- ※1. 地域への貢献等の観点から、当該工事の施工にあたって地域社会や地域住民に対する配慮等の貢献について総合的に評価する。
- ※2. 「工事特性」「創意工夫」との重複評価は行わない。
- ※3. 総合評価方式入札に伴う技術提案のうち、履行義務のある内容については評価対象外とし、履行義務のない内容については評価対象とする。

島根県工事成績評定点通知公表~~実施要領~~規程

(目的)

第1 ~~この規程要領は、島根県工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第6から第9に関する事項について定める総務部、農林水産部及び土木部の所掌する土木工事及び建築工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。~~

~~2 説明請求等に関する手続きについては、別途、工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について（平成13年12月7日付け管発第396号、以下「手続通知」という。）による。~~

~~(対象工事)~~

~~第2 評定点の通知の対象とする工事は、島根県工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第2に規定された評定の対象工事とする。~~

(評定点の通知及び公表)

~~第3 2 土木部長〔当該工事を所掌する課長（室長）が検査員を指定する工事については当該課長（室長）、地方機関の長が検査員を指定する工事については当該工事を所掌する地方機関の長。以下第4から第6において同じ。〕は、検査員である評定者から竣工検査の工事成績採点表が提出された後、当該工事の受注者に速やかに書面により通知するものとする評定要領第6及び第7に基づく通知は、工事成績評定通知書（様式第2号）による。~~

~~2 通知した内容は、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。なお、閲覧に供する期間は、業務完了年度を含め2年度とする前項の通知には、項目別評定点表（様式第4号）を添付する。~~

~~3 評定要領第7に基づき評定を修正した場合についても同様とする。~~

(説明請求)

~~第4 3 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、土木部長に評定点について、説明を求めることができるものとする評定要領第8第1項に基づく説明請求は、手続通知第2の2（1）及び（2）による。~~

~~(説明請求の提出)~~

~~第5 第4の書面の提出先は、土木部長とする。~~

(説明請求に対する回答)

~~第6 4 土木部長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答するものとする。評定要領第8第2項に基づく回答等の~~

処理は、手続通知第2の2（3）から（7）による。

- 2 土木部長、課長（室長）又は所長等は、前項の評定要領第8第2項に基づく回答をする場合、島根県工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の島根県工事成績評定評価委員会は、別紙5①、別紙5②、別紙5③、別紙5④及び別紙5⑤に定める規程に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第5 評定要領第8第3項に基づく説明請求は、手続通知第3の2（1）による。

（再説明請求に対する回答）

第6 評定要領第8第4項に基づく回答等の処理は、手続通知第3の2（2）から（7）による。

（評定点の公表）

第7 評定要領第9に基づく公表は閲覧によることとし、閲覧に供する期間は工事完成年度を含め2年度とする。

~~（雑則）~~

~~第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が別に定める。~~

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

島根県工事成績評定評価委員会規程

(趣旨)

第1 この規程は、~~本庁に設置する~~工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) ~~土木部長が検査員を指定する工事で、~~島根県工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織及び運営)

第3 委員会は、~~次の者で別表1により~~構成する。

- ~~(1) 次長（技術）~~
 - ~~(2) 技術管理課長~~
 - ~~(3) 当該工事を所掌する当該課長（室長）~~
 - ~~(4) 当該工事を所掌する当該所長又は事業所長等（必要に応じて）~~
 - ~~(5) 当該工事を担当する当該総括監督員（必要に応じて）~~
 - ~~(6) 当該工事担当検査員~~
- ~~2 委員長は、次長（技術）とする。~~
- ~~3 技術管理課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。~~

~~(委員会の招集)~~

第4 2 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 3 職務代行者は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

~~(委員会の庶務)~~

第5 ~~委員会の庶務は、技術管理課工事品質管理スタッフ担当が行う。~~

別表1 委員会の構成等

設置先	本庁	本庁課(室)	技術専門監が配置(兼務を含む)されている地方機関	技術専門監が配置(兼務を含む)されていない地方機関
適用工事	土木部長が検査員を指定する工事	技術管理課長、各課長(室長)が検査員を指定する工事	地方機関の長が検査員を指定する工事	地方機関の長が検査員を指定する工事
委員の構成	①次長(技術) ②技術管理課長 ③当該工事を所掌する課長(室長) ④当該工事を所掌する所(局)長又は事業所長等 ※ ⑤当該工事の総括監督員 ※ ⑥当該工事の検査員	①技術管理課長 ②当該工事担当課長(室長) ③当該工事を所掌する所(局)長又は事業所長等 ※ ④当該工事担当課長補佐 ⑤当該工事の総括監督員 ※ ⑥当該工事の検査員	①所(局)長 ②関係部長又は事業所長 ③技術専門監 ④総務課長又は契約業務課長 ⑤当該工事の総括監督員 ⑥当該工事の主任監督員 ※ ⑦当該工事の検査員	①所(局)長 ②関係部長又は事務所長 ③当該工事等の同地域にある県土整備事務所(局)所属の技術専門監 ④総務担当課長又は契約業務担当課長相当職にある者 ⑤当該工事の総括監督員 ⑥当該工事の主任監督員 ※ ⑦当該工事の検査員
委員長	次長(技術)	当該工事担当課長(室長)	所(局)長	所(局)長
職務代行者	技術管理課長	課長補佐	関係部長又は総務課長	関係部長又は総務担当課長
庶務	技術管理課工事品質管理スタッフ	課長補佐	総務課又は契約業務課	総務担当課又は契約業務担当課

※は必要に応じて構成員に加える

以下は全削除のため省略

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名		
項目	評価内容	備考	
<input type="checkbox"/> 工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な施工条件等への対応	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件 急峻な地形、土石流危険渓流内 動植物等の自然環境保全配慮 その他	
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響配慮 周辺環境条件による、作業条件、工程等への影響配慮 周辺住民等への騒音・振動を特に影響配慮 作業スペース制約・現道上の交通規制 緊急時に対応が特に必要な工事	
	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性への対応	対象構造物の規模が特殊な工事 対象構造物の形状が複雑である等による施工条件変化	
	<input type="checkbox"/> 長期工期の確保	完成した工事	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「工事特性」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;"> <h1 style="color: red; margin: 0;">廃止</h1> </div> <p style="color: blue; font-weight: bold; margin-top: 10px;">従来より様式第66号-1~4を利用 (今回の改定にあわせて様式見直し)</p>	
	<input type="checkbox"/> 施工関係		
	<input type="checkbox"/> 仮設計画の上天 施工管理、品質管理の工夫		
	<input type="checkbox"/> 品質関係		土工、設備、電気の品質向上 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 配筋、溶接作業等に関する工夫
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係		安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
<input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の生育環境保全、生物保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施 災害時などに、地域への支援、救援活動への積極的参加	

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。